

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

株式会社 弥生保険事務所

## TOPIC

# 難しい用語さけ、 わかりやすい損害保険へ

## — 保険約款の平易化進む —



2005年に露見した保険金の不払い、そしてこれに引き続く保険料の取り過ぎが社会問題化して損保の信頼回復の取組みが始まり、日本損害保険協会や各保険会社ではわかりやすい損害保険をめざして様々な取組みを行ってきましたが、残された課題の一つが保険約款の平易化でした。

損保協会では消費者へのわかりやすさを目指すため、保険約款を作成する上での留意点をまとめた

「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」と保険約款等に使用する用語の使い方をまとめた「保険約款および募集文書等の用語に関するガイドライン」をそれぞれ今年3月と6月に相次いで公表しました。

今回はこれらのガイドラインの概要を紹介いたします。

### 「保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン」の概要

損保協会がこれまでにまとめたガイドラインは保険会社向けに作成したもので、約款を作成するにあたって、作り方の留意点をまとめています。例えば、次のようなものです。

- 文章表現など
  - ・ 一文の文章量を長くしない
  - ・ 二重カッコを使用しない
  - ・ 「当社が定める」などの保険会社の裁量権を留保するような規定は限定的に使用する
- 表記方法
  - ・ 定義規定を設ける
  - ・ 難解な表記をする場合は注意書き等を加える
  - ・ 表や図を適宜挿入する
- 情報提供
  - ・ 個人向け保険約款はホームページ上でオープンにすることが望ましい

### 保険約款および募集文書等の用語に関するガイドラインの概要

わかりやすさの観点から保険約款等に使用する用語の使い方をまとめたものです。

このガイドラインを作成するにあたっては、消費者生活コンサルタントの方々に実際に約款とパンフレットを配ってわかりにくいと思われる用語をリストアップしてもらい、そこからしぼり込み、60ほどの用語について言及しています。

主なものは次のとおりです。

#### 原則として使用を控える用語

用語	言い換え案
「保険の目的」	「保険の目的物」 「保険の対象」 「保険の対象となる物」など
「担保」	「補償」など

#### 使用にあたって何らかの説明が必要な用語

用語	定義・補足説明例
「被保険者」	「保険の補償を受けられる方」 「保険の対象となる方」など
「免責」	「保険金を支払わない場合」 など

#### 今後の課題

今回の取組は消費者目線を徹底するための出発点になるものだと思っています。特に用語の使い方についてはこれからもいろいろな角度から精査してわかりやすい業界標準を目指していく必要がありますので、皆様のご意見、ご要望をお聞かせ下さい。

# 契約管理は契約者自身で—— 事故はまず保険会社、 代理店へ連絡

損害保険契約に関する  
注意点シリーズ④

## 「保険の継続手続きと 保険金の請求」

### 契約の継続手続き

損害保険契約の保険期間は多くの場合1年間です。ただし、1年超の契約や1年未満の契約もあります。保険契約は満期が来る前に継続手続きが必要です。満期日のチェックと継続手続きは、保険契約者自身の責任で行うことが原則です。保険会社・代理店では、契約の継続手続きのお忘れを防ぐため、契約者サービスとして満期日の到来前にハガキなどで契約者宛に満期の通知を行っていますのでご確認ください。ただし、この通知はあくまでもサービスで行っているものですので、ご自身でしっかりと管理することが重要です。継続手続きがもれて、保険がっていないときに事故が起こった場合には、当然ながら保険金は支払われません。また、自動車保険契約では、保険料にも影響することがありますので注意が必要です。

### 契約内容の変更・解約

保険契約は、一般的な売買契約のように商品を購入した時点で完結するものではなく、保険期間が終了するまで継続するという特徴があります。したがって、保険契約締結時の保険料の計算の前提となった状態が保険期間の途中で変更になった場合は、保険契約者自身で保険会社や代理店にその旨を申し出る必要があります。これが、このシリーズ第一回

でお知らせした「通知義務」（注）です。通知義務に違反すると、保険金が支払われないことがありますので注意してください。

（注）詳細については、本シリーズ第一回目「告知義務と通知義務」をご参照ください。契約内容を変更すると、保険料が追加で徴収されたり、返戻されたりすることがあります。

また、保険期間の途中で解約の申し出をした場合は、残りの保険期間に応じて保険料が返戻されます。ただし、保険会社の経費等が差し引かれるため、残りの保険期間分の保険料全額が全て返戻されるわけではありませんので、ご注意ください。

### 事故の連絡

交通事故や火災、またケガや病気など、保険で補償される事故が発生した場合は、保険会社または代理店に直ちにご連絡ください。また、交通事故の場合、事故に遭った車を修理するときや、相手方と示談する場合は、必ず事前に保険会社に相談して了解を得てください。これをしないと、保険金が支払われない場合があります。

（注）交通事故の場合は、ケガ人の救護や警察への連絡を優先してください。事故の相手方や目撃者の連絡先も確認しておいてください。

### 必要書類

保険金の請求には、必要な書類

を取り揃えて保険会社に提出いただきます。保険金請求書の提出がない場合、保険会社から意思確認が行われる場合があります。

（注）必要書類の例

- ①保険金請求書（保険会社所定）
- ②事故を証明する書類：交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）／罹災証明書
- ③ケガ・病気の症状、入院・通院の確認書類：医師の診断書・医療報酬明細書
- ④修理費用を確認する書類：修理見積書
- ⑤相手との責任内容を明確化する書類：示談書・損害賠償に関する承諾書

### 損害調査への協力

保険会社は適切な保険金の支払いのために、事故の状況や損害の状況、治療の経過などについて確認のための調査を行います。また、ケガなどの場合、保険会社はご契約者等の同意をいただいた上で医療機関に治療内容を照会することがあります。迅速・適正な保険金のお支払いのため協力をお願いします。

（注）調査は、保険会社が専門の調査会社（自動車事故では「アジャスター」、火災の際には「損害保険登録鑑定人」）に委託して行うことがあります。

損保代理店



損保協会ホームページに

「損害保険代理店」の一般的な役割や  
どんな人がなっているか等を説明する  
ページが新設されました。くわしくは…

<http://www.sonpo.or.jp/>

保険会社





# 『偽装請負』に手を染めていませんか？

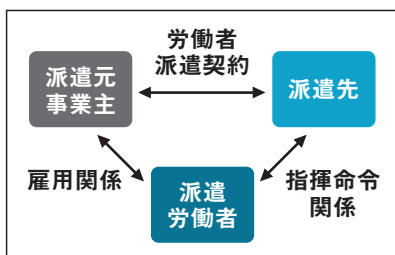
昨今の非正規雇用市場では、特に製造業界やIT業界において、実態は人材派遣なのに契約形態を請負とする、いわゆる『偽装請負』問題が大きく取り沙汰されています。行政側でも労働基準局と職業安定局が連携を強化して監督指導に本腰を入れた結果、多くの企業が摘発や是正指導の対象となったのは、記憶に新しい出来事です。

## 仕事の指示は「誰から」か？

本来の労働者派遣事業（図1参照）及び請負事業の仕組み（図2参照）を整理してみましょう。監督官庁への届出（または許可）を済ませた派遣元事業主（派遣会社）が、自社で雇用する労働者を派遣先の指揮命令下に置き、繁忙期の処理能力増強等、派遣先の目的に応じた労働に従事させることを「人材派遣」と言い、労働者派遣法の適用を受けます。

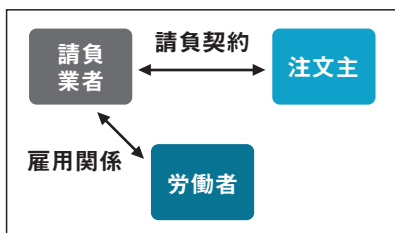
一方の「請負」は例えば、ハウ

《図1》労働者派遣事業の仕組み



(厚生労働省東京労働局HPより転載)

《図2》請負事業の仕組み



(厚生労働省東京労働局HPより転載)

《表》偽装請負のパターン例

「偽装請負」の典型パターン	内 容	偽装目的 or 業界特性
I 違法派遣	・無届出 or 無許可の委託先企業による委託元企業への労働者派遣 ・協力会社や子会社の従業員をあたかも自社社員として派遣する行為【二重派遣】	<目的> 労働基準法および労働者派遣法に基づく法的義務から逃れること ※【豆辞典】をご参照下さい！
II 偽装雇用	・一般の労働者を雇い入れる際、「個人請負」と称して「雇用契約」の代わりに「請負契約」を取り交わす行為	<目的> 労働法の適用や社会保険料の負担を免れること
III 多重派遣	(違法派遣の一種) ・2次請け・3次請け企業のSE等を委託元ユーザー企業に常駐させ、その従業員と同様の指揮命令下で労働させる行為	<業界特性> IT業界、特にシステム開発・運用現場に多い
IV 適用除外業務への実態派遣	(違法派遣の一種) ・「請負契約」を隠れ蓑として、故意または過失（無知）により、派遣労働者を適用除外業務に従事させる行為	<業界特性> 適用除外業務の中でも建設関連・港湾関係の現場に多い

スメーカー（注文主）が請負業者（工務店）に「家屋の建築」といった業務を丸ごと委任し、完成物としてメーカーに引き渡すような契約形態を言います。「仕事の完成」に対する報酬の支払いを約束するもので、注文主は請負業者による労働のプロセスに関与しません。上述の「派遣」との大きな違いは、「注文主と労働者の間に指揮命令関係が生じない点」と「労働関係法規の適用を受けない点」です。

## 『偽装請負』の背景とその違法性

『偽装請負』とは、注文主側の人間が請負業者の労働者に、直接的な指示・命令あるいは時間管理等をすることを言います。広義には、企業業績の悪化に伴い蔓延した《表》の様々なケースを含みます。

このような就労実態は職業安定法や労働者派遣法等、労働市場の根幹をなす需給調整ルールに抵触する重大な違法行為で、1年以下の懲役または100万円以下の罰

金に相当します。請負業者も発注主も当然に処罰の対象とされ、複数の事業所で同様の違反を繰り返したコラボレート社のように悪質性が高いケースでは、労働者派遣法に基づく事業停止命令等、厳格な処分が下ります。

## 『偽装請負』に加担しないために

『偽装請負』の深刻性は、労働基準法・労働安全衛生法等が求める事業主責任の所在を曖昧化する点にあるのです。その弊害として必要な対策や措置が遅れ、死亡災害を含む重篤な労働災害の温床となった事実は見過ごせません。動き始めた行政側対策に加え、『偽装請負』の防止・解消に自ら取り組む企業単位の努力も不可欠です。

厚生労働省東京労働局のWebサイトには、業務委託や請負が適正に実施されているかどうかを自己点検するためのガイドラインやチェックシートが用意されています。自社の実態判断に活用し、問題の早期発見・早期是正に役立てることをお勧めします。



「派遣先企業に課される法的義務」とは？ ①労働基準法上の使用者責任の一部（労働時間・休憩・安全衛生等に関する労務管理）②労働者派遣法に基づく派遣労働者の直接雇用義務（派遣期間が三年を超えた場合）



## 普及してきた「AED」

# 勇気を出して行動起こそう!

最近、社会のあちこちで《イラスト》の表示を見かけるようになりました。これは「AED」（自動対外式除細動器・Auto-mated External Defibrillatorの略）の設置場所を示すものです。学校や空港をはじめ公共施設など人の集まる場所に置かれており、平成19年末では全国で約13万台置かれていましたが、毎年倍増に近い勢いで普及しています。

### 1日に100人が心臓発作死

「AED」は心臓発作を起こした人に瞬間的に電気ショックを与え、心臓の機能を正常に戻す機械です。直前まで元気だった人が突然心臓発作を起こして倒れ、亡くなることがあります。記憶に新しいところではカメルーンのサッカー選手が国際試合中に倒れて亡くなる事故がありましたし、高校生が野球の練習中にボールが胸にあたって倒れるというケースもありました。これらはいずれも心

室細動を起こしたと推測されていますが、我が国では毎日100人の人がこうした心臓発作によって突然死しているそうです。

### 音声ガイドで安全操作

《イラスト》の「AEDの、ABC。」は、誰でも簡単に使うことができる救命装置であることを示しています。ボタンを押してフタをあけると日本語で案内が流れ、次の行動を指示してくれます。電気ショックが必要かどうかもAEDが判断しますので、高度な専門知識は必要なくても安心して使うことができます（電気ショックが必要ない場合や操作を間違っ



AC（公共広告機構）提供

タンを押しても、電気は流れません）。

「もし、あなたの側で人が倒れたら」—あなたはどうしますか。勇気を出して救命行動を起こしましょう。消防署や医療機関では救命救急の講習会を開いています。一度、経験しておく、きっと役立つはずですよ。

### チームマイナス6%運動のワンポイント行動アドバイス

## 待機電力の節約。でも面倒…。そんなアナタの強い味方は？



家庭で消費する電力のうち約9.4%が待機時消費電力です。省エネの大敵といえるでしょう。差し込み口のひとつひとつに対応するスイッチのついたケーブルタップは、こまめに電源をON・OFFできるので、待機電力の無駄を解消。電気代も浮いて地球にも財布にも優しいのです。



## 損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成21年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で約7,000名となりました。

## 株式会社 弥生保険事務所 損害保険・生命保険代理店

〒540-0032  
大阪市中央区天満橋京町2番13号(ワキタ天満橋ビル7F)  
TEL:06-6942-2801 FAX:06-6942-9173  
E-mail: info@yayoi-hoken.co.jp  
URL: http://www.yayoi-hoken.co.jp/



日本代協はチームマイナス6%に参加しています

- ◆営業種目◆
  - ◆保険業務◆ 生命保険、損害保険、事業活動に関わるリスク、個人生活に関わるリスク
  - ◆コンサルタント業務◆ 診断・ライフシュミレーション、ご加入の保険をチェックしてみませんか

### 取扱保険会社

- ・三井住友海上 東海日動 ニッセイ同和 他
- ・三井住友海上きらめき生命
- ・東京海上日動あんしん生命



— 契約者・消費者のために! —

加入 日本損害保険代理業協会正会員  
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyoo.or.jp/>